

# エアコン<sup>や</sup>冷凍冷蔵ショーケース<sup>などを</sup> お使いの事業者のみなさまへ

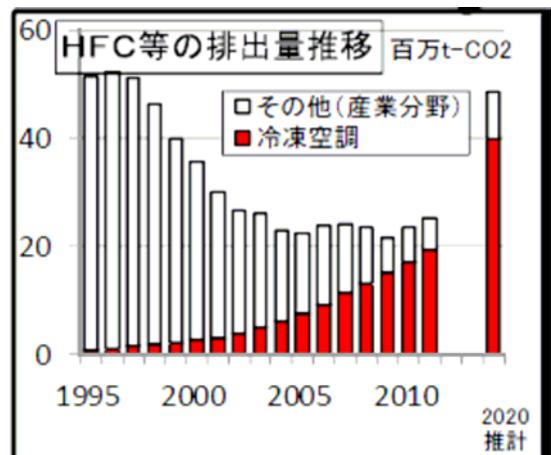


平成27年4月1日から、フロン（冷媒）の管理に関する法律が変わります。

（注）法律とは「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」です。

## ■法改正の目的

- 高い温室効果を持つフロン類等（HFC等）の排出量が急増。10年後には現在の2倍以上となる見通し
- 現行の法律によるフロン類廃棄時回収率は約3割で推移。加えて、機器使用時の漏れも判明
- このような状況を改善していくため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じることとなりました。



環境省提供資料より

## ■法改正で誰が対象になるのか？

第一種特定製品※1の管理者※2です。

フロン類を使用した機器のうち、第一種特定製品に当たる業務用のエアコンディショナー・冷蔵機器及び冷凍機器（自動販売機を含む）の管理者は、法に基づき、管理の適正化に努めることが必要となります。

※1 第一種特定製品とは冷媒としてフロン類が充填されている次の機器です。

①業務用のエアコンディショナー

パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍機、チラー、スクリュウ冷凍機、ガスヒートポンプエアコン、スポットエアコン 等

②業務用の冷蔵機器及び冷凍機器

冷蔵・冷凍ショーケース、自動販売機、業務用冷蔵庫・冷凍庫、冷水機、ビールサーバー、輸送用冷蔵冷凍ユニット 等

※2 管理者に該当するかどうかは、当該製品の所有権の有無若しくは管理権限の有無により判断されます。

所有及び管理の形態（例）	「管理者」となる者
自己所有／自己管理製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でないリース／レンタル製品	当該製品のリース／レンタル契約で管理責任を有する者
自己所有でないビル・建物付帯設備	当該製品を所有・管理する者（建物のオーナー）

## ■管理者が取り組まなければならない事項は？

管理している第一種特定製品（機器）の規模によって、「機器の定期点検」「点検の記録・記録の保存」等が遵守事項となります。

	機器点検の種類	点検の記録	記録の保存	漏えい量の報告
全ての機器の管理者	簡易定期点検	必要	必要 (機器を廃棄するまで保存)	必要 (事業者単位で1,000t-CO2以上漏えいの場合)
一定規模以上の機器管理者	簡易定期点検＋定期点検 (専門点検の方法について十分な知見を有する者※3による、若しくは立会が必要)			

※3 十分に知見を有する者の例（今後、国が運用の手引きで詳細を示す予定）

冷媒フロン取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会、JRECO）、高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）、冷凍空気調和機器施工技能士、高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者、冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）、高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

## ■規模の分かれ目は？

管理する第一種特定製品の機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上かどうかです。

- 1つの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力により判断します。例えば、1つの冷凍サイクルに2台の機器が使われている場合は、2台の合計の定格出力で判断します。
- エンジンを用いて圧縮機を作動させるガスヒートポンプ、サブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニット等については、「圧縮機に用いられる電動機の定格出力」を「動力源となるエンジンの定格出力」と読み替えます。

## ■点検とはどのような内容か？

### ○簡易定期点検

対象機器と規模	点検方法	点検頻度
全ての機器	目視等による外観点検（実施者の具体的な制限なし） ・製品からの異音 ・製品外観の損傷、腐食、錆び、油漏れ ・熱交換器の霜付き 等	四半期ごと (季節ごとの運転切替などを考慮した点検)
	★目視等による外観点検でフロン類の漏えい又は故障等を確認した場合、①～③による専門点検を実施 ① 直接法（発泡液、蛍光剤等による確認） ② 間接法（圧縮機を駆動する電動機の電圧・電流等の計測及び平常値との比較により確認） ③ ①と②を組み合わせた方法  ★専門点検は、フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者※3が自ら行い又は点検に立ち会うことが必要です。	目視等による外観点検でフロン類の漏えい又は故障等を確認した場合は、可能な限り速やかに。

## ○定期点検

対象機器と規模		点検方法	点検頻度
エアコン ディショ ナー	50kW以上 (中央方式エアコン等)	専門点検の方法について十分な知見を有する者 ※3（立会いでも可）が目視等による外観点検 ・製品からの異音 ・製品外観の損傷、腐食、錆び、油漏れ ・熱交換器の霜付き 等  ★目視等による外観点検でフロン類の漏えい又は故障等を確認した場合、①～③による <u>専門点検</u> を実施	1年に1回以上
	7.5～50kW (ビル用マルチエアコン等)		3年に1回以上
冷凍機器 冷蔵機器	7.5kW以上 (冷凍冷蔵ユニット等)	① 直接法（発泡液、蛍光剤等による確認） ② 間接法（圧縮機を駆動する電動機の電圧・電流等の計測及び平常値との比較により確認） ③ ①と②を組み合わせた方法	1年に1回以上

○3年に1回以上の定期点検とは、法施行後3年の間に1回以上の点検をいい、必ずしも法施行初年度に当該規模の機器の点検を一度に行う必要はありません。計画的な実施をお願いします。

## ■点検の記録と保存

点検の記録は、該当する機器ごとに必要となります。

### 【記録事項】

- 管理者・点検実施者・修理実施者・第一種フロン類充填回収業者※4の名称・氏名
- 点検を行った機器の設置場所及び当該機器を特定するための情報
- フロン類の初期充填量
- 点検・故障時に係る修理の日時及び内容・結果
- 充填・回収の日時及び充填・回収したフロン類の種類・充填量・回収量など

【記録の保存期間】当該機器の廃棄まで保存

【点検記録簿の例】国から点検記録簿のひな型が公開される予定です。

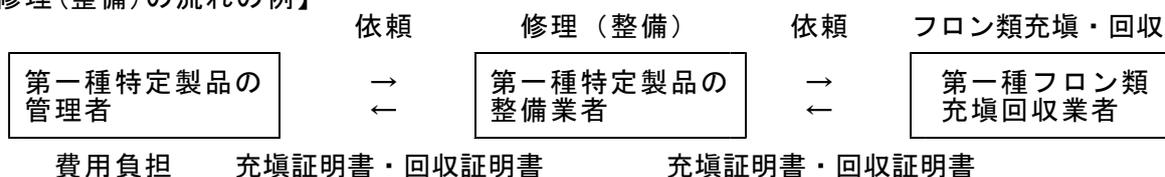
※4 第一種フロン類充填回収業者とは  
 現行法の第一種フロン類回収業者のことで、知事の登録が必要です。京都府のホームページで公開しています。

## ■フロン類の漏えいが確認されたら（機器の整備）

管理者は、可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、修理を行ってください。  
 また、故障等を確認した場合も、可能な限り速やかに故障等に係る修理を行ってください。

フロン類の充填や回収は、京都府知事の登録を受けている「第一種フロン類充填回収業者」が行います。修理終了を確認する際、フロン類の「回収証明書」や「充填証明書」を受け取り、保管してください。

### 【修理（整備）の流れの例】



○漏えい箇所の修繕が完了しない状況での充填は禁止されています。

## ■算定漏えい量の報告

管理者は、1年間に漏えいしたフロン類の量を、地球温暖化係数（GWP）で二酸化炭素に換算し、算定漏えい量を計算してください。

この結果、二酸化炭素換算で1,000トン以上の漏えい（事業者としての合計）があったときには、事業所管大臣（管理者の行っている事業を所管している大臣）への報告が必要です。地球温暖化係数は今後国から公表される予定です。

## ■第一種特定製品の廃棄時の対応

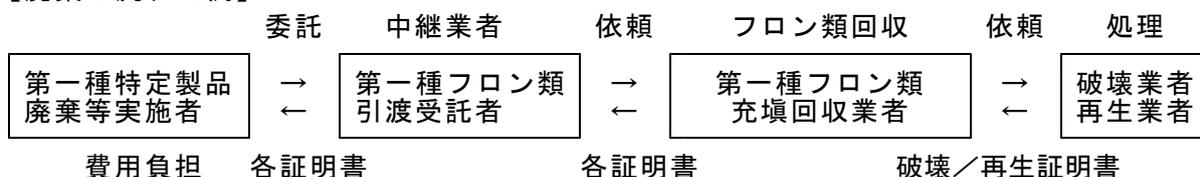
第一種特定製品の廃棄時には、フロン類を適切に回収しなければなりません。京都府内で行うフロン類の回収は、京都府知事に登録のある第一種フロン類充填回収業者のみが行うことができる行為です。

管理者は、フロン類が確実に処理されたことを「破壊証明書」若しくは「再生証明書」等の各証明書で確認してください。

第一種特定製品を廃棄する方は次のことを守ってください。

- 機器中の冷媒フロン類を都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に引き渡すこと（フロン類の引渡しを中継する第一種フロン類引渡受託者に引き渡すこともできます。）
- 回収を依頼する書面を交付し、その写しを3年間保存すること
- 第一種フロン類充填回収業者から交付された引取証明書を3年間保存すること
- 第一種フロン類充填回収業者から回付された破壊証明書若しくは再生証明書でフロン類の処理を確認すること
- 費用負担

### 【廃棄の流れの例】



まずはお持ちの機器を確認しましょう。

業務用のエアコンや冷蔵・冷凍機器である第一種特定製品には、機器の銘板やカタログ等に「第一種特定製品」と表示されています。

### 【銘板表示の一例】

フロン回収・破壊法 <b>（第一種特定製品）</b>	
(1) フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。	
(2) この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。	
(3) 冷媒の種類及び数量並びに二酸化炭素換算値は下記表になります。	
種類	HFC
冷媒番号	R410A
数量（kg）	10.5
二酸化炭素換算値（ton）	22.0

(注)平成14年4月1日以降の出荷・引渡の第一種特定製品には法で表示が義務付けられています。

発行・お問合せ	京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課大気担当 (電話) 075-414-4709、4713 (FAX) 075-414-4710 (ホームページ) <a href="http://www.pref.kyoto.jp/taiki/ozon.html">http://www.pref.kyoto.jp/taiki/ozon.html</a> ※制度の詳細、最新情報等はホームページで御確認ください。
---------	--